

平成20年度質の高い大学教育推進プログラム書面審査基準

質の高い大学教育推進プログラムの書面審査において、共通理解の下専門的な見地からの厳正な評価を行うため、審査項目ごとの審査基準等を定めるものである。

書面審査は、ヒアリング対象取組の決定に非常に重要な役割を果たすものであることに留意しなければならない。

I 書面審査の進め方

書面審査は、質の高い大学教育推進プログラム審査要項（以下「審査要項」という。）の「Ⅲ 審査方針」に基づき評価を行う。評価は、次に示す「1 書面審査項目ごとの評点」及び「2 総合評価」の流れで実施する。

1 書面審査項目ごとの評点

下記の書面審査項目(1)～(8)の項目ごとに「審査の観点」に照らした絶対評価により、評点を以下の4段階の区分で判断する。

【書面審査項目の評点】

評点区分	評 価
4	非常に優れている。
3	優れている。
2	不十分な点が見受けられる。
1	不十分である。

(1) 人材養成目的の明確化

人材養成目的の明確化について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(審査の観点)

1 教育の質の向上への大学等の対応

(1) 人材養成目的の明確化

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・学部等の人材養成目的が学則等において具体的に明示されているか。
- ・学生に修得させるべき能力等は明確になっているか。
- ・人材養成目的等の実現に向けて、卒業認定・学位授与、カリキュラム編成、入学者受入のポリシー（以下「3つの方針」という。）が明確にされ、展開されているか。

(2) 成績評価基準等の明示等

成績評価基準等の明示等について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(審査の観点)

1 教育の質の向上への大学等の対応

(2) 成績評価基準等の明示等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画がシラバス等により明示されるとともに、学生の学習時間の確保に配慮がなされているか。
- ・学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準が具体的に明示され、基準に沿って適切に実施しようとしているか。
- ・進級や卒業認定の基準が「3つの方針」を踏まえた内容となっているか。

(3) ファカルティ・ディベロップメントの実施

ファカルティ・ディベロップメントの実施について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(審査の観点)

1 教育の質の向上への大学等の対応

(3) ファカルティ・ディベロップメントの実施

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究について、実施体制及び評価体制が整備されているか。
- ・具体的な展開が予定されているか。

(4) 評価・改善の体制・方法の整備等

評価・改善の体制・方法の整備等について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(審査の観点)

1 教育の質の向上への大学等の対応

(4) 評価・改善の体制・方法の整備等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・自己点検・評価や外部評価の実施や評価結果反映の体制・方法が整備され、具体的な展開が予定されているか。
- ・当該評価結果を反映させ改善へと結びつける体制やシステム等(PDCAサイクル)の整備がなされているか。

(5) 取組の趣旨・目的

この取組の趣旨・目的について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(審査の観点)

2 取組(教育プログラム)

(1) 取組の趣旨・目的

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・この取組における学生教育の目的や達成すべき学習成果が明確に示されているか。
- ・取組学部等の人材養成目的の達成に資する取組となっているか。
- ・大学等教育に対する社会のニーズや学生のニーズを踏まえた取組となっているか。
- ・政策課題に対応するための取組の場合、社会的要請に応えたものとなっているか。

(6) 取組の具体的内容・実施体制等

この取組の具体的内容・実施体制等について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(審査の観点)

2 取組（教育プログラム）

(2) 取組の具体的内容・実施体制等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・この取組には、優れた教育効果をあげるための創意工夫が見られるか。
- ・学生教育の質の向上に向けた多面的な努力が払われているか。
- ・計画されている内容や方法が、この取組の目的や学習成果の達成のために妥当かつ有効なものとなっているか。
- ・取組の実現に必要な実施体制（マネジメント体制、教職員の体制、大学としての支援体制等）の整備又は整備の計画がなされており、取組を推進するために効果的なものとなっているか。

(7) 取組の評価体制

この取組の評価体制について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(審査の観点)

2 取組（教育プログラム）

(3) 取組の評価体制

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・取組に対して、組織として評価を適切に実施し、当該取組の質の向上又は改善に結びつける体制やシステム等の整備又は整備の計画がなされているか。
- ・取組の達成度や学習成果を測る方法や指標が具体的に設定されているか。
- ・取組期間終了時における評価体制等が具体的に計画されているか。

(8) 取組の実施計画等

この取組の実施計画等について、以下の観点を踏まえつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(審査の観点)

2 取組（教育プログラム）

(4) 取組の実施計画等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ・計画されている実施のスケジュールや実施計画が、この取組の目的や学習成果の達成のために具体的かつ妥当なものとなっているか。
- ・取組期間終了後における、取組の実施を踏まえた展開について配慮が示されているか。

2 総合評価

総合評価は、上記1の「書面審査項目ごとの評点」(1)～(8)に基づき、担当プログラム中の相対評価により、以下の4段階の区分で総合的に評価を行う。

評点区分	評 価
A (4点)	非常に優れている。
B (3点)	優れている。
C (2点)	不十分な点が見受けられる。
D (1点)	不十分である。

II 書面審査に当たっての留意点

- (1) 「書面審査項目ごとの評価」及び「総合評価」について、各委員等の付した評点は、平均値を求め、各部会におけるヒアリング対象の決定に際しての合議審査の参考資料とするため、必ず記入すること。
- (2) 総合評価の取扱いについては、原則として、申請件数とヒアリング対象とする件数を考慮して、各部会で決定する割合を目安に「A」の評定を行うものとする。
- (3) 所見の欄については、手厚い記載を行うこと。

質の高い大学教育推進プログラム 書面審査表

大学等名		整理番号	
申請区分名			
取組名称			
取組担当者名			

評点区分 (評価項目(1)～(8)共通)	
4	・非常に優れている。
3	・優れている。
2	・不十分な点が見受けられる。
1	・不十分である。

1 教育の質の向上への大学等の対応

(1) 人材養成目的の明確化〔申請書 1-(1)の項目を評価〕

(4点) (3点) (2点) (1点)

(2) 成績評価基準等の明示等〔申請書 1-(2)の項目を評価〕

(4点) (3点) (2点) (1点)

(3) ファカルティ・ディベロップメントの実施〔申請書 1-(3)の項目を評価〕

(4点) (3点) (2点) (1点)

(4) 評価・改善の体制・方法の整備等〔申請書 1-(4)の項目を評価〕

(4点) (3点) (2点) (1点)

【1に関する所見】

<特に優れた点>

<改善を要する点>

<その他>

2 取組 (教育プログラム)

(5) 取組の趣旨・目的〔申請書 2-(1)の項目を評価〕

(4点) (3点) (2点) (1点)

(6) 取組の具体的内容・実施体制等〔申請書 2-(2)の項目を評価〕

(4点) (3点) (2点) (1点)

(7) 取組の評価体制〔申請書 2-(3)の項目を評価〕

(4点) (3点) (2点) (1点)

(8) 取組の実施計画等〔申請書 3の項目を評価〕

(4点) (3点) (2点) (1点)

【2に関する所見】

<特に優れた点>

<改善を要する点>

<その他>

【総合評価】

A (4点) B (3点) C (2点) D (1点)

[作成委員名 :]